

宇都宮都市計画地区計画の変更（宇都宮市決定）

都市計画^{ふたあらかやま}二荒山神社前地区地区計画を次のように変更する。

名 称	^{ふたあらかやま} 二荒山神社前地区地区計画			
位 置	宇都宮市馬場通り1丁目、2丁目、3丁目、4丁目及び宮町各地内			
面 積	約 1.2ha			
地区計画の目標	<p>当地区は、宇都宮発祥の地である二荒山神社前に位置し、古くから宇都宮の発展の中心的な役割を果たしてきており、今後も本市の顔として商業・業務・文化・交流等の高度な都市機能の拡充強化が期待されている。</p> <p>本計画では、①都市機能の更新、②拠点となる広場の整備、③魅力ある都市景観の形成を目指し、土地の高度利用ならびに災害に強いまちづくりの実現を通じて、中心市街地の活性化を図るための拠点地区として周辺地区と一体となった施設の整備を行うことを目標とする。</p>			
区域の整備、開発及び保全に関する方針	地区施設の整備の方針	中心市街地の拠点となる広場を整備するとともに、快適な歩行者空間を確保するため歩道状空地の整備を行う。		
	建築物等の整備の方針	<p>土地の適正な高度利用と都市環境及び防災性の向上を図るため、建築物の用途の制限、建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建ぺい率の最高限度、建築面積の最低限度を定める。</p> <p>また、安全で快適な歩行者空間を創出するため、道路に沿って壁面の位置の制限を設けるとともに、壁面後退区域において、工作物の設置の制限を行う。</p> <p>さらに、魅力ある都市景観形成のため、建築物等の形態又は意匠について、周辺の街並みとの調和に配慮した計画を行う。</p>		
土地利用に関する基本方針	拠点地区にふさわしい土地の適正な高度利用を推進するとともに、必要とされる機能（商業・業務・公共公益等）を導入し、良好な市街地の形成を図る。			
再開発等促進区	約 1.2ha			
主要な公共施設の配置及び規模	種 類	名 称	面 積	備 考
	広 場	広場1号	約1,000㎡	新 設
		広場2号	約 800㎡	新 設

地区 整備 計画	地区施設の配置及び規模		種類	名称	幅員	延長	備考	
			その他の公共空地	歩道状空地1号	2.0m	約110m	新設	
				歩道状空地2号	2.0m	約90m	新設	
	地区の区分	地区の名称	中央地区				西地区	
		地区の面積	約0.66ha				約0.57ha	
	建築物等の用途の制限		風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項各号に掲げる風俗営業、及び同条第6項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物は建築してはならない。					
	工作物の設置の制限		歩道状空地においては、門、へい、広告物、看板等通行の妨げとなるような工作物を設置してはならない。					
	建築物等の形態又は意匠の制限		建築物の形態及び意匠は、二荒の杜の自然及び歴史的景観と調和するよう配慮することとし、特に色彩については、過度な色彩を避けるなど、落ち着いたものとする。 また、広場及び二荒山神社に面する外壁(1階部分を除く。)及び屋上には、広告物等を表示してはならない。					

「区域、主要な公共施設の配置、地区施設の配置及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

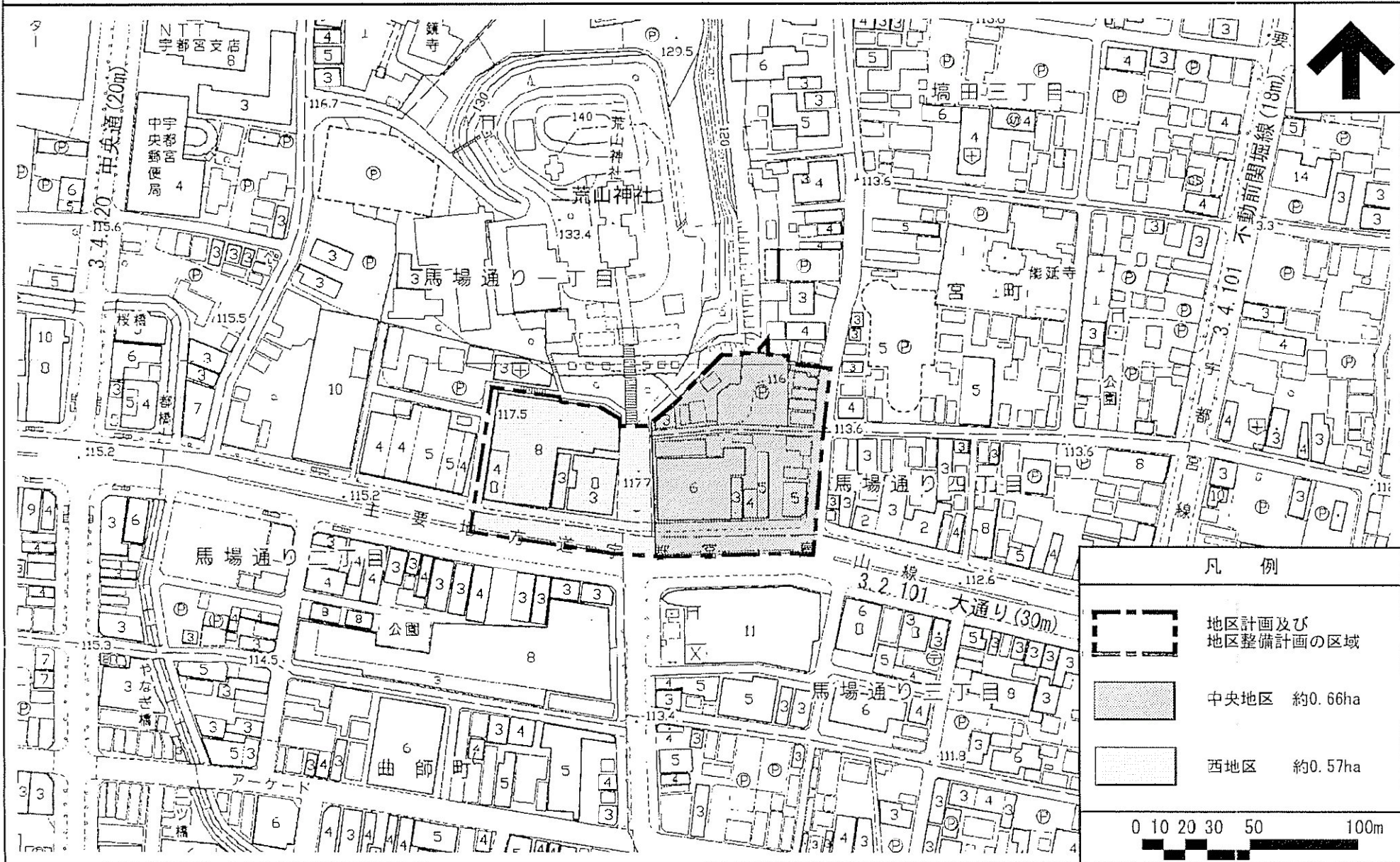
理由

当地区計画区域内における高度利用地区に関する都市計画の中で定められる建築物に関する制限等と重複する計画内容の整合を図るため、当地区計画を変更する。


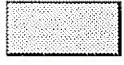

宇都宮都市計画地区計画
二荒山神社前地区地区計画

計画図(1)

[宇都宮市決定]



凡例

-  地区計画及び地区整備計画の区域
-  中央地区 約0.66ha
-  西地区 約0.57ha



宇都宮都市計画地区計画
二荒山神社前地区地区計画

計画図 (2)

[宇都宮市決定]

